



2026 年 10 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 P E G A S U S
代表者名 代表取締役社長 美馬 成望
(コード番号：6262 東証スタンダード)
問合せ先 専務取締役執行役員管理本部長 岡田 義秀
(TEL. 06-6451-1351)

自己株式を活用した従業員持株会向け 譲渡制限付株式制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入する方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社は、本日公表いたしました次期中期経営計画の実現に向け、人的資本への投資を重要な経営課題の一つと位置付けております。

本制度は、当社及び当社子会社の従業員のうち、当社従業員持株会に加入し、本制度に同意する者を対象として、当社株式を譲渡制限付株式として取得する機会を提供することにより、従業員の財産形成の一助とするとともに、中長期的な企業価値向上への参画意識及びエンゲージメントを高め、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的とするものです。

2. 本制度の概要

本制度では、対象となる従業員に対して、譲渡制限付株式の取得に充当するための特別奨励金として金銭債権を支給し、対象従業員が当該金銭債権を当社従業員持株会に拠出した上で、同持株会が当該金銭債権を現物出資することにより、当社普通株式の割当てを受ける仕組みを予定しております。

本制度に基づき割り当てる株式については、当社が保有する自己株式を活用する予定です。また、割当てを受けた株式に係る対象従業員の会員持分については、一定期間、引出しを制限する予定です。

3. 今後の予定

本制度の対象者、付与条件、譲渡制限期間、割当予定株式数、処分価額、処分総額その他の具体的内容については、今後詳細を決定し、2027 年 1 月頃を目途に改めてお知らせする予定です。なお、所要の手続きを経た上で、2027 年 3 月頃の自己株式の割当完了を予定しております。

4. 業績への影響

本制度による当社の連結業績への影響については、具体的な内容の決定後、開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以 上